事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　長寿社会課	久間　哲彦
施策名	1　互いに支え合う地域共生社会の更なる推進	事業群関係課（室）		
事業群名	③　認知症の人・家族等が地域の人々と支えあいながら暮らすことができる環境づくり	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額	144,305

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

　認知症の人や家族が、地域で自分らしく生活できるよう、認知症に関する理解を深め、認知症の人の意向を尊重しながら、認知症の人等を地域で支えあう仕組みづくりや医療・介護体制の充実、権利擁護等を推進します。

（取組項目）

ⅰ）認知症の人やその家族を地域で支えあう仕組みづくり
ⅱ）認知症に関する医療連携体制の強化及びケアの質の向上
ⅲ）認知症高齢者等の権利擁護の推進

事業群	指　標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	認知症の人や家族を地域で支える「チームオレンジ※」を設置している市町数	目標値①		13市町	15市町	17市町	19市町	21市町	21市町（R12）
		実績値②	11市町（R6）						進捗状況
		達成率②／①							―

（進捗状況の分析）

　認知症の人と家族の支援ニーズと、認知症サポーター※をつなぐ仕組みである「チームオレンジ※」を設置する市町は年々増加しており、R7年度現在で19市町となっている。県では、市町におけるチームオレンジの立ち上げに向けたコーディネーターの養成や、市町の求めに応じた助言者（オレンジチューター※）の派遣等を通じて、全市町での設置に向けて取り組んでいく。

※認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要
※チームオレンジ:チームオレンジ：各市町において、認知症の本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み
※オレンジチューター：チームオレンジコーディネーターの講師役のほか、認知症支援体制強化のための専門的助言等を行う者

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績 / R7実績 / R8計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標 / R7目標 / R8目標	R6実績 / R7実績	達成率	令和７年度事業の成果等
取組項目i	○	1	認知症施策等総合支援事業費（若年性認知症サポートセンター事業） H30-	8,807 9,092 10,823	595 275 148	5,913 4,995 5,716	認知症総合戦略推進事業実施要綱			●事業内容 長崎県若年性認知症サポートセンターを設置し、若年性認知症の人やその家族に対する支援を行う若年性認知症支援コーディネーターが各種相談に応じるとともに、本人や家族が交流する集いを開催する。また、地域における認知症支援体制の構築を支援するため、市町職員等に対する研修や、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの育成、チームオレンジ※の整備の推進役となるチームオレンジコーディネーターの研修等を実施する。 ※チームオレンジ：各市町において、認知症の本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み ●実施状況 若年性認知症支援コーディネーターが若年性認知症の人やその家族に対する相談支援を行うとともに、集いを開催した。また、チームオレンジの立ち上げを支援するため、キャラバンメイトの養成講座やチームオレンジコーディネーターの研修等を実施したほか、11市町にオレンジチューター※を派遣した。 ※オレンジチューター：チームオレンジコーディネーターの講師役のほか、認知症支援体制強化のための専門的助言等を行う者	【活動指標】 若年性認知症支援コーディネーターの設置（人）	1 1 1	1 1	100% 100%	●事業の成果 ・令和6年度に名称を変更し、若年性認知症の相談窓口として分かりやすくなったこと、医療機関を通じた新規ケースが増えたことなどから、若年性認知症に関する相談件数は令和6年度に引き続き目標を大きく上回った。 ・チームオレンジコーディネーター研修の実施等により、チームオレンジ設置に向けた市町の取組は前進したものの、設置市町数は目標を下回った。
											【活動指標】 -R7:チームオレンジコーディネーター等を対象とした研修会の開催回数（回） R8-:市町職員等を対象とした研修会の開催回数（回）	2 2 4	2 2	100% 100%	
											【成果指標】 若年性認知症に関する相談件数（件）	57 240 550	354 745	621% 310%	
											【成果指標】 -R7:チームオレンジ設置市町数（市町）	15 21	11 19	73% 90%	
			長寿社会課	—	—	—				認知症の人とその家族、県民、介護従事者等	R8-:市町職員等を対象とした研修会参加者数（人）	240			
取組項目i		2	認知症施策等総合支援事業費（認知症高齢者地域支え合い事業） H18-	3,067 3,067 3,067	0 0 0	1,577 1,853 2,041	長崎県認知症高齢者地域支え合い事業費補助金実施要綱			●事業内容 認知症当事者や介護家族をお互いに支え合うため、「認知症の人と家族の会 長崎県支部」が行う相談事業や認知症の普及啓発等の取組に対して補助を行う。 ●実施状況 「認知症の人と家族の会長崎県支部」が行う電話・面接相談、認知症予防対策等講習会、認知症高齢者地域支援連絡会、若年性認知症フォーラム等の取組に対して補助を行った。	【活動指標】 認知症に対する予防対策や介護の仕方等の講習会開催数（回）	10 10 10	10 12	100% 120%	●事業の成果 ・県内各地で認知症の人やその家族の視点に立った講演会や研修会等を実施し、地域における介護家族の支え合い活動や介護の方法など、認知症の普及啓発に寄与した。また、毎週相談事業を行い、介護家族の支援に繋がった。
											【成果指標】 認知症に対する予防対策や介護の仕方等の講習会参加数（人）	1,000 1,000 1,000	958 1,201	95% 120%	
			長寿社会課	—	—	—				認知症の人とその家族、県民等					

取組項目i		3	認知症の人とともにつくる認知症施策推進事業				●事業内容 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた「新しい認知症観※」の普及啓発を進めるとともに、国の基本計画に沿った県の認知症施策推進計画の策定に向けて認知症の人や家族が参画するワーキンググループの設置や調査等を実施する。 ※新しい認知症観：「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という考え方 ●実施状況 県の認知症施策推進計画の策定に向けて認知症の人や家族が参画するワーキンググループ会議を2回開催するとともに、県民等を対象とした認知症に関する調査等を実施し、計画内容案について検討を行った。また、県民向けセミナーを開催するなどし、「新しい認知症観」の普及啓発を図った。	【活動指標】 認知症本人を含むワーキンググループの開催（回）				●事業の成果 ・「新しい認知症観」の普及啓発を図るとともに、県民等を対象とした調査やワーキンググループ会議の実施を通じて、認知症施策を推進する上での課題やニーズなどについて把握した。
				4,906	0	5,882			3	2	66%	
				5,997	0	7,349			2			
			R7-8	共生社会の実現を推進するための認知症基本法				【成果指標】 長崎県認知症施策推進計画の策定	—	—	—	
			長寿社会課	—	—	—	認知症の人とその家族、県民等		策定			
取組項目i		4	多重的見守りネットワーク構築推進事業（医療介護基金）				●事業内容 日常的な安否確認から通報体制まで整えられた多重的・広域的な見守り体制の構築に向けて支援を行う。 ●実施状況 多重的見守り体制の構築に向けて、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」を開催するとともに、県内市町にICT・IoT機器を活用した見守りシステムに関する情報提供等を行った。	【活動指標】 -R7:市町の多重的見守りネットワーク構築推進セミナーの開催数（回） R8-:長崎県見守りネットワーク推進協議会の開催回数（回） 【成果指標】 -R7:広域的な見守りネットワークの構築に取り組んでいる市町数（市町） R8-:認知症の人などを見守る仕組みづくりに取り組んでいる市町数（市町）	3	2	66%	●事業の成果 ・日常的な見守り体制ほか、認知症高齢者等が行方不明になった際に市町の圏域を超えても対応できる広域的な見守り体制の強化に繋がった。
				25	13	1,577			3	2	66%	
				15	2	2,256			3	2	66%	
				512	31	2,858			1			
			R元-	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律					21	21	100%	
									21	21	100%	
			長寿社会課	—	—	—	高齢者等見守りを必要とする方		18			
取組項目ii	○	5	認知症施策等総合支援事業費（認知症疾患医療センター運営事業）				●事業内容 県内医療機関を認知症疾患医療センターに指定して、認知症の鑑別診断、専門医療相談、行動・心理症状等への急性期対応等を実施する。 ●実施状況 認知症疾患医療センター（9か所）において、認知症に関する医療相談や鑑別診断等を実施した。	【活動指標】 認知症疾患医療センターの設置箇所数（箇所） 【成果指標】 専門医療相談件数（件）	9	9	100%	●事業の成果 ・各認知症疾患医療センターが設置する認知症疾患医療連携協議会や主催研修等を通して、各センターの周知や関係機関との連携が図られ、専門医療相談に繋がった。
				25,840	11,862	2,759			9	9	100%	
				25,840	11,506	2,256			9			
				25,840	11,506	2,450			10,200	9,522	93%	
			H21-	認知症疾患医療センター運営事業実施要綱					10,200	10,176	99%	
			長寿社会課	—	—	—	認知症の人とその家族、医療従事者等		10,200			
取組項目ii	○	6	認知症に関わる医師等の対応力向上等研修事業（医療介護基金）				●事業内容 認知症の早期発見とかかりつけ医との連携、認知症の人への適時・適切な医療の提供を図るために、医師、歯科医師、薬剤師、看護師に認知症対応力向上等に資する研修を実施する。	【活動指標】 研修開催回数（回） 【成果指標】 研修受講者数（人）				—
				4,051	0	817			7			
			(R8新規)R8-10	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 認知症地域医療支援事業実施要綱					400			
			長寿社会課	—	—	—	医療従事者					

取組項目ii		7	認知症ケア人材育成研修事業（認知症対応型サービス事業管理者等研修事業）（医療介護基金） H18- 長寿社会課	2,000 2,123 2,584 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 認知症介護実践者等養成事業実施要綱 —	0 0 0 —	631 403 408 —	●事業内容 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症対応型サービス事業の開設者及び管理者、並びに小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に対し、事業所の管理・運営及び計画作成に必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。 ●実施状況 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を4回実施した。 認知症対応型サービス事業管理者等	【活動指標】 認知症対応型サービス事業管理者等研修開催数（回） 【成果指標】 認知症対応型サービス事業管理者等研修参加者数（人）	4 4 4 155 155 110	4 4 110 109 	100% 100% 70% 70% 	●事業の成果 ・研修参加者の増加を目指してハイブリット方式での開催を継続したものの、目標には届かなかったが、事業所管理者等への研修実施により、認知症介護に関する適切なサービス提供に必要な知識及び技術の習得に繋がった。
取組項目ii		8	認知症施策等総合支援事業費（認知症介護研修） H12- 長寿社会課	414 355 1,035 認知症介護実践者等養成事業実施要綱 -	0 0 0 -	552 483 408 -	●事業内容 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施する。 ●実施状況 県指定法人による認知症介護実践研修を６回実施した。 介護従事者、県民	【活動指標】 認知症介護実践研修開催数（回） 【成果指標】 認知症介護実践者研修会参加者数（人）	6 6 6 280 280 280	6 6 276 239 	100% 100% 98% 85% 	●事業の成果 ・認知症介護にかかる実践的な研修を実施し、介護実務者の資質向上に繋がった。
取組項目iii	○	9	高齢者権利擁護等推進事業費（医療介護基金） — 長寿社会課	9,459 9,539 11,740 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第3条 成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条、第15条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 ○	57 55 61 —	7,096 4,995 4,491 —	●事業内容 高齢者等の尊厳の保持のため、高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用促進に取り組む。 ●実施状況 高齢者の虐待防止、介護現場における身体拘束の廃止に向けた幅広い取組を推進するため、長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催した。また、成年後見制度の利用促進を図るため県民向けの権利擁護セミナーを開催したほか、長崎県権利擁護センターと連携し、関係機関による連絡会議や、市町等の資質向上のための専門家派遣等を行った。 判断能力が不十分な方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）	【活動指標】 -R7:市民後見人養成研修修了者数（人） R8-：担い手の育成・活用に関する協議回数(回) 【成果指標】 -R7:市民後見人名簿登録者数（人） R8-：市民後見人の養成や法人後見の実施などの体制整備に取り組む市町数(市町)	279 420 6 0 8 19	294 326 0 8 	105% 77% — 100% 	●事業の成果 ・長崎県権利擁護センターに配置した体制整備支援アドバイザーが市町や、成年後見制度の利用促進に向けた連携調整を行う中核機関からの相談対応、後見の担い手の確保・育成を行い、権利擁護支援体制を強化した。 また、県民を対象とした権利擁護セミナーを通じて、市民後見人の活動への理解促進に寄与した。
取組項目iii		10	日常生活自立支援事業 H11- 長寿社会課	94,096 89,368 97,527 社会福祉法 -	40,720 39,497 39,498 -	2,759 2,256 2,041 -	●事業内容 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業に対して補助を行う。 ●実施状況 各地域の社会福祉協議会が設置する「福祉あんしんセンター」において、対象者等からの相談・問い合わせに応じ、支援計画を策定後、契約を締結し、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う事業に対し、長崎県社会福祉協議会へ補助を行った。 長崎県社会福祉協議会	【活動指標】 契約締結に係る事前審査会（全件審査）開催回数（回） 【成果指標】 新規に事業を利用することで、「自立した生活を送れている」割合（%）	12 12 12 95 95 95	12 12 100 100 	100% 100% 105% 105% 	●事業の成果 ・判断能力が不十分な方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）930人に対して福祉サービス利用援助等の支援を行うことができた結果、同対象者が地域での自立した生活を継続することに繋がった。

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　認知症の人やその家族を地域で支えあう仕組みづくり

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・認知症サポーター数やチームオレンジを設置する市町数は年々増加しているものの、チームオレンジの活動に参画する認知症サポーターの養成は十分に進んでいない。また、認知症の人とその家族を地域で支え合う仕組みづくりにおいて、スーパーや金融機関、交通機関など地域の事業者の役割も重要であることから、企業・職域も含め、県民全体に対する認知症への理解促進に引き続き取り組む必要がある。 ・若年性認知症支援コーディネーターを中心とした相談支援や本人・家族の交流の場づくりにより、若年性認知症の支援体制の充実が図られ、相談件数は年々増加している。一方で、市町における相談支援体制は十分に整っておらず、早期受診や早期治療、適切なケア・サービスの提供につなげるため、若年性認知症への理解促進と就労・社会参加支援体制の強化を進める必要がある。	・各市町におけるチームオレンジの立ち上げ及び体制整備を促進するため、研修会の開催やオレンジチューターの派遣を実施するとともに、企業・職域を対象とした認知症サポーター養成講座等の実施を推進する。また、県が任命した「ながさきけん希望大使」をはじめ、認知症の人本人による発信活動を支援し、「新しい認知症観」に対する県民の理解を深めるための取組を進める。 ・若年性認知症支援コーディネーターを中心に、医療・介護・福祉・雇用等の関係者とのネットワークを強化して、若年性認知症の人の就労・社会参加の機会の確保を図るとともに、市町における相談支援体制の整備に向けた支援を行う。 ・R8年度中に策定する長崎県認知症施策推進計画に基づき、認知症の人やその家族等の視点を踏まえた取組の推進を図る。

ⅱ　認知症に関する医療連携体制の強化及びケアの質の向上

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・全ての二次医療圏域に認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談などの医療提供体制を構築するとともに、医療専門職を対象とした研修を実施することで、認知症の早期診断・早期治療や切れ目のない医療・介護提供体制の充実を図った。一方で、認知症疾患医療センターにおける専門医療相談件数は高い水準で推移していることから、関係機関の連携強化や新しい認知症治療薬への対応を含め、地域における認知症支援体制の更なる充実が必要である。 ・認知症介護従事者や認知症対応型サービス事業者等を対象とした各種研修を実施し、認知症の人に対して適切なケアを提供できる人材の養成を図るとともに、オンライン受講の導入や開催方法の工夫により受講機会の確保に努めた。今後も、施設職員が受講しやすい環境整備を進めながら、認知症介護の質の向上に向けた人材育成を推進する必要がある。	・認知症の早期診断・早期治療につなげるため、認知症疾患医療センターを地域連携の拠点として関係機関との連携を強化するとともに、医療専門職を対象とした研修内容の充実を図り、地域における認知症の医療提供体制の整備を推進する。 ・認知症介護従事者や認知症対応型サービス事業者等を対象とした各種研修を引き続き実施し、国の「認知症施策推進基本計画」や研修に関する通知等を踏まえながら、認知症の人に対して適切なケアを提供できる人材の育成を推進する。また、オンライン受講の活用や開催方法の工夫により受講環境の向上と受講機会の確保を図り、施設職員が安心して受講しやすい環境整備に努める。

ⅲ　認知症高齢者等の権利擁護の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・介護施設等職員を対象とした権利擁護研修や市町職員向け研修、専門職チームの派遣等により、高齢者虐待防止や権利擁護に関する理解促進と市町の対応力向上が図られたが、高齢者虐待件数はいまだ高止まりの状況にある。また、成年後見制度の利用促進に向けた体制整備は進展しているものの、引き続き、市民後見人や法人後見の担い手確保・育成が必要である。 ・認知症高齢者等の増加に伴い、日常生活自立支援事業の利用ニーズは今後も増加が見込まれるため、利用者に対し適切な支援を継続して提供できるよう、県社会福祉協議会への働きかけを行うとともに、判断能力の低下等により本事業による支援が難しい人については、成年後見制度への円滑な移行を進めていく必要がある。	・長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議における課題分析や取組の検討を進めるとともに、介護施設や市町等の職員を対象とした研修、専門職チームの派遣等を通じて、高齢者虐待の防止及び発生時の対応力向上を図る。また、長崎県権利擁護センターを中心に、中核機関等と連携しながら市民後見人等の養成をはじめとする成年後見制度を支える体制整備を推進するとともに、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行を促進し、利用者の状況に応じた切れ目のない権利擁護支援の充実を図る。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	認知症施策等総合支援事業費（若年性認知症サポートセンター事業） H30- 長寿社会課	R7年度に実施した認知症に関する県民の意識等調査の結果などを踏まえ、認知症の人本人と連携した普及啓発活動を強化することとした。	②	チームオレンジ未設置の市町に対して、市町職員勉強会やチームオレンジ設置の要件であるステップアップ講座の講師として、オレンジチューターの派遣を複数回行うなど重点的に支援する。 若年性認知症支援コーディネーターを中心とした医療、介護、福祉、雇用等の関係者とのネットワークを活かした支援実績を蓄積するとともに、引き続き認知症疾患医療センター等の専門医療機関との連携強化を図る。 認知症本人大使「ながさきけん希望大使」らとの連携を進めるほか、本人発信による取組を強化し、「新しい認知症観」の普及啓発を行う。	改善
取組項目i		2	認知症施策等総合支援事業費（認知症高齢者地域支え合い事業） H18- 長寿社会課	「共生社会の実現を推進する認知症基本法」に規定された認知症月間（9月）、認知症の日（9月21日）の普及啓発のため、「認知症の人と家族会長崎県支部」と協力し、オレンジライトアップ等の実施を市町や関係団体に働きかけた。	②	「認知症の人と家族の会長崎県支部」が行う相談事業や認知症の普及啓発活動を支援し、認知症の人及び家族が発信することの重要性を踏まえた取組を市町とともに推進する。	改善
取組項目i		3	認知症の人とともにつくる認知症施策推進事業 R7-8 長寿社会課	「新しい認知症観」の普及や市町における認知症施策推進計画の策定支援のため、認知症の人とその支援者、専門家（認知症介護指導者等）が、認知症の人や家族が参加する集いの場に出向き、意見交換を行う「認知症の人との意見交換キャラバン」を引き続き実施することとした。	―	―	終了
取組項目i		4	多重的見守りネットワーク構築推進事業（医療介護基金） R元- 長寿社会課	長崎県見守りネットワーク推進協議会の構成市町・団体と警察との連携強化が図られるよう、認知症高齢者等の行方不明事案への対応を主テーマとして、グループワークも取り入れた形で協議会を開催することとした。	②	長崎県見守りネットワーク推進協議会を活用し、県内全域で日常的な安否確認から通報体制、有事の際の対応まで整えられた多重的見守り体制の構築を図るため、参加市町・団体の活動や取組事例等を共有するなど、見守り事業の実施主体である市町のネットワーク構築を支援する。	改善
取組項目ii	○	5	認知症施策等総合支援事業費（認知症疾患医療センター運営事業） H21- 長寿社会課	認知症疾患医療センター間の連携強化を目的に、各認知症疾患医療センターの連携担当者（精神保健福祉士や保健師等）との定期的な連絡会・情報交換会を開催することとした。	②	各二次医療圏域において、新しい認知症治療薬への対応を含め、認知症疾患医療センターを地域連携の拠点として認知症の早期診断・治療が行われるよう、同センターが設置する認知症疾患医療連携協議会や主催研修等で圏域ごとの地域課題等を共有し、課題解決に向けた取組をR9度事業計画に反映する。	改善
取組項目ii	○	6	認知症に関わる医師等の対応力向上等研修事業（医療介護基金） (R8新規)R8-10 長寿社会課	R8新規	③	多くの医療専門職が「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念を理解し、医療と介護の連携の重要性や認知症ケアの原則等の知識を習得できるよう、研修内容の充実を図る。	改善

取組項目ii		7	認知症ケア人材育成研修事業（認知症対応型サービス事業管理者等研修事業）（医療介護基金） H18- 長寿社会課	―	②	県内の認知症介護指導者等の協力を得ながら研修の質の確保を図るとともに、集合・オンライン併用によるハイブリッド方式での開催や、受講者の所属事業所からのアクセスに配慮した実習先の調整など、受講しやすい環境づくりに努める。また、受講者アンケートの結果を踏まえながら研修内容の充実を図り、研修参加者の増加につなげる。	改善
取組項目ii		8	認知症施策等総合支援事業費（認知症介護研修） H12- 長寿社会課	国からの研修カリキュラム改定の通知を踏まえ、県指定法人及び講師と対応時期について協議し、改定猶予期間であるR8年度については、従前のカリキュラムにより研修を実施することとした。	②	国からの研修カリキュラム改定通知や参加申込状況を踏まえ、各研修のカリキュラムや実施回数、定員、開催方法の見直しを検討するとともに、受講者が参加しやすい環境の整備を図っていく。	改善
取組項目iii	○	9	高齢者権利擁護等推進事業費（医療介護基金） - 長寿社会課	介護施設等職員を対象とした権利擁護研修について、実践力の向上を図るため、事例検討やグループワークを取り入れた内容へ見直しを行った。また、国の通知を踏まえて長崎県高齢者虐待対応マニュアルを改訂し、改訂に携わった専門家を講師として、市町職員向け研修を実施することとした。	②	介護施設等職員を対象とした権利擁護研修について、受講促進に向けた周知やオンラインによる研修開催の検討など受講環境の整備を進めるとともに、研修内容の充実を図り、各施設における権利擁護の取組を推進する。また、誰もが身近な地域で適切な権利擁護支援を利用できる環境づくりを目指し、国における成年後見制度の見直しの動向も踏まえながら、市町等と市民後見・法人後見に関する県内先行事例等の共有を図っていく。	改善
取組項目iii		10	日常生活自立支援事業 H11- 長寿社会課	事業運営の適正化を図るため、利用料金及び利用契約手続きの見直しを行った。	②	高齢化の進展に伴い利用者の増加が見込まれることから、長期利用待機者の増加を防止し、利用希望者に適切な支援が提供されるよう、県社会福祉協議会及び関係市町社会福祉協議会と連絡調整を図る。また、国において本事業の制度見直しが検討されていることから、県社会福祉協議会と適宜情報共有を図る。	改善

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点